

**「文化芸術の推進に関する基本的な考え方」
に対する市民意見の内容及び市の考え方**

令和6年2月
名古屋市

「文化芸術の推進に関する基本的な考え方」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見の概要と、それに対する名古屋市の考え方を公表します。

なお、ご意見の内容につきましては、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文を一部要約し、また項目別に分割して掲載しておりますので、ご了承ください。

1 市民意見の概要

(1) 意見募集期間 令和5年11月20日（月）から12月19日（火）まで

(2) 意見提出状況 意見提出者数：11名 意見総数：32件

提出方法	郵便	ファックス	電子メール	持参	合計
提出者数	0名	0名	8名	3名	11名
件数	0件	0件	29件	3件	32件

2 市民意見の内訳

項目	意見数
(1) 基本的な考え方全体について	7件
(2) 定義について	2件
(3) 基本理念について	1件
(4) 責務と役割について	3件
(5) 基本計画・基本施策について	10件
(6) 審議会について	5件
(7) 財政上の措置について	3件
(8) その他	1件
合 計	32件

(1) 基本的な考え方全体について 7件

ア 基本的な考え方の趣旨

- ・「文化芸術の推進に関する基本的な考え方」が、誰に向けたものなのか分かりづらい。
- ・名古屋市が条例をふまえてどうなりたいのか具体性が知りたい。
- ・伝統的文化については言及があるが、先端的な芸術潮流については言及がなく、保守的な印象。

イ 条例制定に肯定的なもの

- ・文化行政の充実は、市民の豊かな精神生活の実現につながるものと思います。
- ・市として文化芸術を盛り上げていこうとされていて、とてもありがたいと思う。
- ・基本理念に「生まれながらの権利」や「等しく」という言葉が入れているのが個人的に好き。文化や芸術を尊重することは、多様性を尊重することと同じだと思う。
- ・経済的な価値だけでなく、時間をかけて成熟できるような文化芸術の土壌造りと、それを見越した長い時間軸での総合的な都市計画、具体的な取組みが必要だと思う。

【市の考え方】

文化芸術の推進に関する基本理念や市の責務、市の施策の基本となる事項など、本市の文化芸術の推進に関する基本姿勢を示すことで、更なる文化芸術の推進を図ってまいります。

(2) 定義について 2件

- ・「文化」「芸術」「文化芸術」それぞれの定義づけをされたうえで「文化芸術活動」について述べられるといいと思う。
- ・「文化芸術活動」について、「活動」を「創造」「享受」「支援」の3点としてあるが、「芸術活動を行う者」の諸記述に、この3点全部を意識して記述してあるとは言えない部分があった。

【市の考え方】

文化芸術については、分野が多岐にわたることから、すべてを包含して定義することは困難であると考えています。

また、文化芸術活動については、文化芸術に関する活動と考えており、その活動も多様であることから、複数の基本理念において「創造」「享受」「支援」について規定してまいります。

(3) 基本理念について 1件

- ・文化芸術活動を行う者の「地位の向上」という言葉に、権限（権力）を増大させるイメージを持ち、違和感がある。

【市の考え方】

文化芸術活動を行う者の「地位」については、文化芸術活動を行う者への敬意を意味しており、その向上を図ることを意図しております。

(4) 責務と役割について 3件

ア 市民等の関心・理解について

- ・「責務と役割」の「本市」の2つめの「・」の記述の言い回しが不明。文を切ったり、補足語句を入れたり、説明したりすることが必要。

イ 事業者について

- ・文化芸術活動に関わる者、鑑賞者に加え、事業者がきちんと織り込まれているのは、評価できる。
- ・事業者の定義が広範すぎる。文化芸術にまったく関わらない事業者にも責務があるように読める。

【市の考え方】

アについて

文化芸術が将来にわたって発展していくためには、文化芸術の推進について、市民等の関心・理解を高めていくことが大切だと考えております。いただいたご意見を踏まえ、わかりやすい表記に努めてまいります。

イについて

本市の文化芸術の推進にあたっては、文化芸術活動を行う者に限らず、事業者のみなさまにもご理解・ご協力いただくことが大切だと考えております。

(5) 基本計画・基本施策について 10件

ア 計画策定の趣旨について

- ・計画がないままに条例を施行するのではなく、目的や計画、具体例を市民にわかりやすく記載ください。
- ・計画を策定する際のポイントやプロセス、妥当性を明らかにしたほうがよいのではないか。この項目はすべて、計画になんらか反映されるということなのか。

イ 事業について

- ・持続的な発展をするには、支援者の育成が必須です。名古屋市を拠点に文化芸術活動のみで生計を立てられている人はごく一部となっている現状を踏まえ、都市の規模と文化芸術の予算の見直しを検討してほしいです。文化芸術に関わる事業を増やし、文化芸術を実践していく人、支える人の両輪を育てる基盤作りをお願いします。
- ・歴史だけでなく、新しい表現やより先駆的な文化芸術およびその活動にも、力を入れて取り組んでいただきたい。
- ・名古屋市の施設の存在を知ってもらい、活用してもらう（足を運んでもらう）ことが重要だと思います。
- ・リアルタイムに字幕を表示するシステムの導入が必要です。
- ・文化芸術の推進や発展にはとにかく「儲かって、経済的に安定すること」が一番重要です。「文化や芸術の一本で食べていける」という人間をどれだけ増やせるか？がカギです。
- ・名古屋のお稽古文化を絶やすことないよう子どもや転入者向けにPR、機会提供をするとともに、指導者を評価していただきたい。
- ・海外から評価される日本の伝統芸能は名古屋でも盛んであるが、認知されていない。アジア競技大会も踏まえ、自分たちが継承してきた文化に誇りをもてるよう積極的な海外広報を検討されたい。
- ・みんなで文化芸術を推進するには、市がもっと芸術に関する情報を発信していく必要がある。

【市の考え方】

アについて

文化芸術の推進に関する基本理念や市の責務、市の施策の基本となる事項など、本市の文化芸術の推進に関する基本姿勢を示し、計画については、基本理念等も

踏まえながら評議会の答申をもとに、市が策定してまいります。

イについて

いただいたご意見を踏まえ、条例において広報及び啓発について規定するとともに、今後、計画や施策を検討するにあたっての参考にさせていただきます。

(6) 審議会について 5件

ア 委員について

- ・ 専門家のみの審議会での審議ではなく、現場の声や実践者の意見を取り入れる場を作り、検討していただく、または審議会のメンバーに実践者の参加を要望します。
- ・ 名古屋市の文化芸術を良く理解した文化人、また海外への発信を踏まえた委員を選定してほしい。
- ・ 審議会には、学術的な視点だけでの専門家だけではなく、実際に文化活動に従事されている方々や表現者、さまざまな立場からの専門家からの知見がより必要とされる。また知見より名古屋市での文化芸術の発展がどのようになされるのかが重要である。
- ・ 障害者に関する文化芸術に理解のある人を委員に選定してほしい。

イ 提言について

- ・ 芸術推進のための具体的な支援、施策についての提言をお願いします。

【市の考え方】

アについて

審議会の委員については、学識経験者をはじめ、民間事業者や観光やまちづくりなどの文化芸術に関連する分野の専門家、障害者による文化芸術活動に理解のある方、公募による市民など、幅広い方に就任していただくことを検討してまいります。

イについて

いただいたご意見について、今後の参考にさせていただきます。

(7) 財政上の措置について 3件

ア 予算の確保について

- ・名古屋市は、人口あたりに対する芸術分野への予算が、他都市の人口規模と比べてかなり低い印象を受ける。市民および市外にも向けて、より文化による都市計画を全面的に押し出し、それに伴う安定した予算化、および増額を望む。
- ・文化芸術にかかる施策は単に文化芸術の発表会を実施するだけに留まらず、社会包摂を進める上で重要な手段であるため、少ないと聞く名古屋市の文化予算を一桁増やし、豊かな名古屋文化の醸成を願う。

イ 予算の確保のための施策について

- ・文化芸術の目的に設立された施設や事業への投資や整備。地域で行われるアート活動への事業費の拡充。それらの資金を賄うために、1%フォー・アートや、名古屋にある企業や個人からの文化芸術への寄付制度（税の優遇処置など）、ふるさと納税などのシステムを取り入れ、ダイレクトに文化芸術への支援に予算の回るシステムを取り入れるなどの検討をお願いします。

【市の考え方】

アについて

文化芸術の推進に関する事業を実施するに当たっては、必要な予算の確保に努めてまいります。

イについて

いただいたご意見について、今後の参考にさせていただきます。

(8) その他 1件

- ・ダイバーシティへの言及がない。

【市の考え方】

いただいたご意見を踏まえ、わかりやすい表記に努めてまいります。

名古屋市観光文化交流局文化芸術推進課

電 話 052-972-3172

F A X 052-972-4128

電子メール a3172@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp